

消防の動き



2019
12
No.584

●「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の概要について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の概要について…………… 4

令和元年 12月号 No.584

巻頭言 「安全・安心を実感できる都市横浜の実現」に向けて（横浜市消防局長 高坂 哲也）

Report

緊急時メンタルサポートチームについて……………	7
令和元年度の熱中症による救急搬送状況……………	11

Topics

令和元年度消防設備関係功労者等表彰式の開催……………	15
「地域防災力充実強化大会 in 福岡2019」の開催について……………	16

緊急消防援助隊情報

令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施結果について……………	18
--------------------------------------	----

先進事例紹介

地域に根差した消防署を目指して～消防署の組織体制と地域イベントへの参加～ 名古屋市消防局 南消防署……………	21
民間企業とのコラボレーション企画による広報活動 神戸市消防局……………	24

消防通信～望楼

湖南広域消防局（滋賀県）／守口市門真市消防組合消防本部（大阪府） 尼崎市消防局（兵庫県）／奈良市消防局（奈良県）……………	27
--	----

消防大学校だより

救助科における教育訓練～自然災害における対応力の向上について～……………	28
予防科における教育訓練……………	29

報道発表

最近の報道発表（令和元年10月24日～令和元年11月23日）……………	30
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和元年10月24日～令和元年11月23日）……………	31
広報テーマ（12月・1月）……………	31

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします……………	32
ストーブの安全な取扱いについて……………	33
セルフスタンドにおける安全な給油について……………	34
雪害に対する備え……………	35



■ 表紙
本号掲載記事より

「安全・安心を実感できる 都市ヨコハマの実現」に 向けて



横浜市消防局長 高坂 哲也

今年は、「令和元年8月の前線に伴う大雨」や、9月、10月に発生した「台風15号」、「19号」などの甚大な被害をもたらした自然災害が発生し、消防機関としての災害に対する備えの重要性を認識させられました。

こうした中、横浜市では、昨年「横浜市中期4か年計画」を策定し、当局として令和3年度までの計画期間における、様々な重点施策を掲げています。

具体的な例を紹介しますと、「災害に強い都市づくり」として、災害対応力や活動体制の強化を図るため、消防防災活動の中核となる「消防本部庁舎の整備」や、水上消防救助部隊の編成による港湾消防力の強化などの施策を進めています。

また、「災害に強い人づくり・地域づくり」として、地域防災の要である消防団については、本年1月に充足率100%を達成したところですが、その充足率の維持に向けた取組を推進するとともに、消防団器具置場の更新整備、訓練や研修等の充実を図り、消防団の災害対応力向上を目指しています。

リニューアル3年目の昨年に、来場者30万人を達成した横浜市民防災センターでは、市民・企業等の防災意識の向上を図るため、地震や風水害等の自助共助プログラムを拡充するとともに、テーマ別に楽しみながら学べる「防センアカデミー」などを開催し、幅広い世代の防災教育を進めています。

更に、「救急救命体制の充実強化」として、当局では平成27年から4か年で救急隊を13隊増隊するなど、これまでも救急体制の強化を図ってきましたが、本市の救急出場件数は、平成21年から10年連続で増加し、昨年も過去最多を更新しており、急増する救急需要への対応が喫緊の課題です。今後、高齢化の進展により、更なる需要増加が予測されるため、9月に「横浜市消防力の整備指針」の一部を改正し、救急自動車の整備指標を見直したほか、日中時間帯にのみ運用する救急隊の本格運用に向けた取組や、公民連携による搬送体制の構築に向けた検討などを進めています。

一方、このような中期計画に掲げる施策に加え、国際的ビッグイベントが続く中で、安全・安心な開催に向け、関連施設や宿泊施設等への立入検査、テロ災害に備えた資機材の強化や実践的な訓練の実施、関係機関との連携強化も図っています。8月に開催された「第7回アフリカ開発会議(T I C A D 7)」のほか、日本代表チームの快進撃に沸いた「ラグビーワールドカップ2019™」では、11月2日の決勝戦などを事故無く開催することができました。今後は、こうしたイベント等での対応結果をしっかりと検証し、来年に迫る「東京2020オリンピック・パラリンピック」に向けて、横浜市民や横浜市を訪れる多くの皆様の安全確保に万全を期してまいります。

今年は、横浜開港160周年、また西消防署、中消防署が開設100周年を迎えるなど節目の年でもあります。10月には、日本初のホテルと商業施設が一体となった国際客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」がみなとみらい21新港地区にオープンするなど、横浜港では、かつてない賑わいが形成されています。

横浜市消防局は、「安全・安心を実感できる都市ヨコハマの実現」に向け「ONE TEAM (ワンチーム)」となって全力で取り組んでいきます。

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」の概要について

広域応援室

消防庁では、平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていることを受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等のため、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号）として取りまとめ、令和元年9月24日に告示した。

この消防防災ヘリコプターの運航に関する基準は、消防防災ヘリコプターの安全な運航に係る助言等を行っていたところに、平成30年の群馬県における消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生したことを受け、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条に基づく消防庁長官の勧告として示すものである。

消防防災ヘリコプターの運航に関する基準

消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の内容及び留意事項

1 用語の意義

消防防災ヘリコプター、運航団体、航空消防活動、航空消防活動従事者についての意義を規定した。

2 運航規程等の整備

運航団体において、消防防災ヘリコプターの出発の承認の判断基準、運航中の留意事項その他の運航の管理に必要な事項についての規程を定めるよう規定するとともに、CRM^{※1}及びボイス・プロシーチャー^{※2}に係る実施要領や、特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の実施に必要な事項について記載した活動要領についても定めることと規定した。

※1 CRM 航空機の安全性、業務遂行能力の向上のため、機長が副操縦士等から問題点の指摘を受けた際の採るべき対応等のルール

※2 ボイス・プロシーチャー 運航中の消防防災ヘリコプターにおける航空消防活動従事者による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置

3 運航責任者及び運航安全管理者等の配置

消防防災ヘリコプターが配置されている拠点に、運航責任者及び運航安全管理者等を配置することとし、個々の事務について規定した。

(1) 運航責任者

運航責任者については、管理監督業務をつかさどる航空隊基地の所長やセンター長等を想定しており、消防防災ヘリコプターの出発の承認、航空消防活動の中止の指示その他の消防防災ヘリコプターの運航の管理に関する事務を担当することとした。

(2) 運航安全管理者

運航安全管理者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する者をもって充て、運航責任者、機長その他の関係者に対する助言、教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画の立案等を行うものと規定した。

なお、運航責任者の事務と運航安全管理者の事務とはそれぞれ別に定められているところであり、また、運航安全管理者については、運航責任者への助言等が事務とされていることから、運航責任者と運航安全管理者にはそれぞれ別の者を配置することが求められる。

(3) 運航責任者の事務を補助する必要な職員

運航責任者は、前(1)に記載のとおり、消防防災ヘリコプターの出発の承認・航空消防活動の中止の指示等、消防防災ヘリコプターの運航に関して重要な事務を担当する。その判断に際して、気象情報や航空消防活動に関する情報が必要となることから、これらの

情報を適宜、運航責任者や消防防災ヘリコプターに乗り組んでいる航空消防活動従事者に伝達する職員として、運航管理要員について、「運航責任者の事務を補助するため必要な職員」として規定した。

4 二人操縦士体制

(1) 二人操縦士体制

航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターには、操縦士^{※3} 2名を乗り組ませ、1名を機長に他の1名を副操縦士に指定することとした。

(2) 副操縦士

副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故がある場合には、機長に代わってその職務を行うこととした。

※3 操縦士 航空法（昭和27年法律第231号）第28条の規定により当該消防防災ヘリコプターを操縦することができる航空従事者（定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格についての技能証明を有する者に限る。）

5 機長及び副操縦士の乗務要件

運航団体は、航空法その他の関係法令が定めるもののほか、「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」の検討結果について（平成30年1月9日消防広第6号消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長通知）を踏まえ、その消防防災ヘリコプターの機長に必要な飛行経歴その他の要件を定めるものとした。

運航団体が操縦士の養成訓練を行っており、当該養成訓練のために必要と認める場合には、運航団体が安全性を考慮して定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長に必要な要件を別に定められるようにした。

6 航空消防活動指揮者

運航責任者は、航空消防活動の実施に当たっては、航空消防活動の実施に関する指揮を行う航空消防活動指揮者を指定することとした。

航空消防活動指揮者は、関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、航空消防活動従事者の指揮監督を任務としていることから、航空消防活動における救助隊長（小隊長）としての役割を担い、航空消防活動現場における活動の指揮を執ることとしている。

7 消防防災ヘリコプターに備える装備等

運航の安全の確保に資するために消防防災ヘリコプターに備える装備、装置及び資機材と備えるよう努める装備、装置及び資機材について規定した。

8 教育訓練等

操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練や、将来にわたり操縦士を安定的に確保できるよう、計画を定めて必要な操縦士の養成訓練を行うこと、また、これら教育訓練等の基本計画や実施計画についても定めるよう規定することとした。

9 航空消防活動

航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図るため、当該運航団体の区域の他、相互応援協定を締結している他の地方公共団体の区域等においても、地勢の状況、災害の発生するおそれのある場所等について調査を行うよう規定した。

また、出発前の安全対策として、消防防災ヘリコプターの出発に当たっては、運航責任者の承認を必要とすることとし、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握することで、出発前においても安全運航に寄与することとした。

運航中の安全対策としては、機長及び航空消防活動指揮者は、運航中、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うこと等を規定することとしたほか、運航責任者についても、飛行状況及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況等から航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとした。

これらの規定により、運航責任者、機長、航空消防活動指揮者の3者が航空消防活動の中止の判断を行うことが出来ることとした。

10 航空機事故対策

消防防災ヘリコプターに係る事故（航空法第76条第1項各号に掲げる事故に限る）が発生した場合等には、速やかに捜索及び救助の体制を確立するとともに、速やかにその旨を消防庁長官に報告するものとした。

また、事故が発生するおそれのある事案が生じた場合にも、その旨を消防庁長官に報告するものとしている。

11 相互応援協定等

運航団体は、近隣の他の地方公共団体との間で、相互応援協定を締結するよう努めるよう規定するほか、関係機関との間でも航空消防活動の必要がある災害が発生した場合における対応を相互に協力して行うための協定等を締結するよう努めることとした。

耐空検査等により航空消防防災体制に空白を生じさせないことを目的として、相互応援協定の締結及び他の防災関係機関との協定についても締結に努めるように規定することとした。

12 施行期日

本基準は、令和元年10月1日から施行することとしているが、資格取得や人事配置、予算を伴う項目については、それぞれ相応の経過措置を考慮し、施行期日を定めることとした。

しかし、施行期日までに実施すればよいという解釈ではなく、各運航団体においては、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するため、本基準に盛り込んだ各種措置の、可能な限り早い段階での実施をお願いする。

13 経過措置

消防防災ヘリコプター操縦士の確保及び養成が重要であるという観点から、操縦士二名を消防防災ヘリコプターに乗り組ませることが困難であると運航団体が認める特段の事情がある場合には、前4（1）の規定にかかわらず、操縦士のうち一名に代えて、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格（回転翼航空機に係るものに限る。）についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者であって前8の規定により運航団体が定めた計画に基づき操縦士の養成訓練を受けている者一名を運航支援者として、消防防災ヘリコプターに乗り組ませることができることとした。

運航支援者は、周囲の監視及び機長に対する操縦上の助言等、機長の支援を主な任務とし、将来的には機長となり得る人材としての養成の対象となる者である。

このように、運航支援者が副操縦士の代わりに乗務することは、現行の1人操縦士体制に比して、運航の安全に一定程度資するものと考えられることから、経過措置として運航を認めることとし、その経過措置の終期を、令和7年3月末とした。

14 まとめ

消防庁としては、悲惨な事故を二度と繰り返さないという強い意志を持ち、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に取り組んでもらうために本基準を制定したところであり、本基準の内容の消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書の内容は、政令市等の消防機関や警察、民間航空の分野で既に先行して実施されている措置であり、いずれも実現可能なものであることから、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、本基準に基づいていただきたい。

問い合わせ先

消防庁広域応援室
TEL: 03-5253-7527

緊急時メンタルサポートチームについて

消防・救急課

1 京都市アニメーション火災に伴う緊急時メンタルサポートチームの派遣

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区株式会社京都アニメーション第一スタジオにおいて、死者36人、負傷者32人（重症6人、中等症6人、軽症20人、容疑者1人含まず。）という極めて大きな人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

これを受けて消防庁では、消防庁職員5人を現地に派遣するなど、京都市消防局が行う火災の調査を支援しました。

また、京都市消防局から緊急時メンタルサポートチームの派遣要請を受け、8月23日及び9月13日の2日間で臨床心理士延べ3人、消防庁職員延べ5人を派遣し、京都市消防局の消防職団員に対して、惨事ストレス対策に関する全体講義及び個別面談を実施しました。本稿では、こうした大規模災害時等に消防職団員がさらされる可能性のあるストレスや、緊急時メンタルサポートチームについて解説します。

2 惨事ストレスとは

人間は何らかの外的な要因により身体と同様に心にもさまざまな傷を負うことがあり、この心身に不快をもたらす要因をストレッサーと呼び、それが非常に強い場合には、心的な後遺症を残すことがあり、これを心的外傷（トラウマ）と呼びます。

トラウマへの反応として、うつ状態やアルコール依存などのほか、急性ストレス障害（Acute Stress Disorder; ASD）や心的外傷後ストレス障害（Post-traumatic Stress Disorder; PTSD）と呼ばれる症状群が生じることがあります。

ASDは、悲惨な状況や危険な状況に直面したことにより、感情の麻痺、現実感の消失及び注意力の減退などの強いストレス反応を生じ、その状態が2日から4週間持続する障害をいいます。

PTSDは、ASDと同じ理由により強いストレス反応にさいなまれ、その状態が1ヶ月以上持続する障害をいいます。

消防職団員などの災害救援者は、凄惨な災害現場活動に従事することで、被災者と同様の強い精神的ショックを強いられるほか、職業的責任により忌避できない立場や身の危険が脅かされることがあるなど、一般の被災者とは異なる心理的影響を受けます。こうした状況下での心理的な負荷を「惨事ストレス」（Critical Incident Stress; CIS）と呼んでいます。

3 惨事ストレス対策

消防職団員の惨事ストレスについては、阪神淡路大震災（平成7年1月）、地下鉄サリン事件（平成7年3月）、新宿歌舞伎町ビル火災（平成13年9月）といった多数の死傷者が発生する事案により、社会的な関心が高まりました。

このようなことから、平成13年12月に精神科医や臨床心理士等の専門家の協力を得て、「消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会」を発足させ、全国の消防職員、消防本部、消防学校を対象とする大規模なアンケート調査を実施するなどの研究を重ね、平成15年2月に、研究の成果を踏まえ、惨事ストレス対策のあり方について報告書にとりまとめました。

さらに、消防職団員の惨事ストレス対策については、平成17年6月に「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会」、平成23年12月に「惨事ストレスセミナー」、平成24年6月に「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会」を開催し、惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、より効果的な惨事ストレス対策の検討を行うとともに、平成26年3月には、惨事ストレスについて理解し、職員をサポートしていただくことを目的とした、ご家族向けのパンフレット「～ご家族の皆さんにも知ってほしい～消防職員の惨事ストレス」（図3）を作成し配布しました。

惨事ストレス対策（これまでの消防庁の取組概要）

平成 7年 1月	阪神・淡路大震災、3月 地下鉄サリン事件
平成13年 9月	新宿区歌舞伎町ビル火災
平成13年12月	「消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会」 精神科医や臨床心理士等の専門家の協力を得て、全国の消防職員、消防本部、消防学校を対象とする大規模なアンケート調査及び研究を実施
平成15年 2月	研究の成果を踏まえ、惨事ストレス対策のあり方について報告書にとりまとめ、全国の消防本部、消防署等に配布
平成15年 4月	報告書の提言を受け、惨事ストレスが危惧される災害が発生した場合、現地の消防本部等へ精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言などを行う 「緊急時メンタルサポートチーム」 を創設
平成17年 6月	「消防職員の現場活動に係るストレス対策フォローアップ研究会」 各消防本部等における取組をさらに促進させるため、今後の惨事ストレス対策のあり方等について検討
平成18年 3月	検討結果を報告書としてとりまとめ、全国の消防関係機関に配布 検討会提言を踏まえ、緊急時メンタルサポートチームの増員を実施 (発足当時5人→平成31年4月1日現在53人)

図1 惨事ストレス対策（H7～H18）

惨事ストレス対策（これまでの消防庁の取組概要）

平成23年 3月	東日本大震災
5月～	被災地消防本部及び消防団に対する緊急時メンタルサポートチーム派遣
平成23年12月～	「惨事ストレスセミナー」 被災地をはじめ、全国各ブロックで惨事ストレスに係るセミナー及び相談会等を開催
平成24年 6月	「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」 大規模災害等に備え、国・都道府県・消防本部等の各級各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、より効果的な惨事ストレス対策を検討 緊急消防援助隊派遣消防職員及び被災地消防職団員、消防本部等を対象としてアンケート調査を実施
平成25年 3月	検討結果を報告書としてとりまとめ、全国の消防関係機関に配布
平成25年 6月～	検討結果を周知するため、都道府県、市町村及び消防本部の担当者を対象とした説明会を9会場で開催
平成26年 3月	消防職員のご家族に対して、惨事ストレスについて理解し、職員をサポートしていただくことを目的に、パンフレット「～ご家族の皆さんにも知ってほしい～消防職員の惨事ストレス」を作成し配付

図2 惨事ストレス対策（H23～H26）



図3 ご家族の皆さんにも知ってほしい 消防職員の惨事ストレス

4 災害現場活動に伴うストレス

消防職団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害現場において消火、救助、救急搬送など様々な活動を行うことを任務としています。

消防職団員はその任務遂行上、災害現場の態様によっては、悲惨さ、恐怖、もどかしさ、悔恨、後悔、悲しさ、無力感、罪悪感、自己嫌悪など、さまざまな感情を抱くことがあります。そして、これらがストレスとなり、トラウマとして残ると考えられています。

こうした惨事ストレスを受けると、身体、精神、情動又は行動に様々な障害を発生させたり、さらにはPTSDなどの重い障害を引き起こすこともあり得ます。

5 惨事ストレスの発生要因

消防職団員が災害現場で、重大な影響を受けるおそれのあるストレス要因として、次のようなものがあげられます。ここで、注意しなければならないことは、必ずしも規模の大きな災害だけが悲惨であり、ショックが大きいとは限らないことです。

- ①悲惨、凄惨な場面での活動
- ②活動に困難性が伴い、命の危険を感じながらの救助活動
- ③未知の危険や、極度の不安、緊張感の伴う現場活動
- ④子供の死など、自分の家族を想起させるような場面
- ⑤救出した人の死、救出できなかった場合（無力感、罪悪感、自己嫌悪、責任感など）
- ⑥同僚の負傷、殉職が発生した場合（いわゆる生き残り症候群や罪悪感など）
- ⑦トリアージの必要な現場活動
- ⑧衆人環視の中での困難な救助活動

6 惨事ストレスによるストレス反応

惨事ストレスによるストレス反応は、災害現場活動直後から症状として現れ（ASD）、おおむね3ヶ月程度で治まってくるPTSD急性型、3ヶ月以上続くPTSD慢性型、6ヶ月以上経過してから発症するPTSD遅発型などがあります。

そして、その症状はASD、PTSD共通で、身体的・精神的・情動的・行動的の大きく4つに分類することができます。これらの症状は時間の経過とともに回復することがほとんどですが、長引いたり、悪化したり、日常生活に影響が出る場合があるので、初期段階での対応が重要となります。

- ①身体的反応…呼吸・心拍数の増加、頭痛、下痢、発汗、不眠、食欲減退、頻尿など
- ②精神的反応…悪夢、入眠困難、想起困難、感情の麻痺、現実感の消失、注意力の減退、集中力の低下、侵入症状（忘れようとしていることが意に反して突然蘇える）、フラッシュバック（災害のことが現実のように再び蘇える）など
- ③情動的反応…不安、恐怖心、おびえ、怒り、悲嘆、無力感、罪悪感、悔恨など
- ④行動的反応…過度の活動性、落ち着きのなさ、深酒、過度の薬物利用（睡眠薬、精神安定剤、鎮痛剤等）など

これらの反応は、特殊なものでも異常なものでもなく、誰にでも起こり得るごく一般的な反応です。これを何事もなかったように隠したり、平気を装ったりすることは、かえって状態を悪化させるおそれがあります。

7 惨事ストレスを受けた職員の把握

大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会報告書（平成25年3月）によると、消防職員の惨事ストレス対策は、メンタルヘルス対策の一環として位置づけられるものであり、その具体的な対策は、消防本部が主体となって組織として取り組むべき対応、職員相互に取り組むべき対応、職員一人ひとりが取り組むべき対応に分けられるとしています。

心の病はとりわけ客観的な判断を下すことが困難と言われており、また、プライバシーの保護に対する配慮等、惨事ストレスを受けた職員の把握は容易ではありませんが、積極的な予見に努めることが重要になります。

(1) 管理監督者等による把握

身近に存在する管理監督者や隊長が、職員の変化に気付くことも多くあります。変化を察知した管理監督者等が自己の判断のみで対処することがないように、プライバシーの保護に配慮しつつ、各消防本部の組織や健康管理スタッフ等の状況に応じた連絡体制を定め、早期に医学的見地からの適切な対応ができるようにすべきです。なお、こうした場合、本人の意思による自発的な回復への意欲が持てるように、本人の理解を求めることが原則です。

(2) 自己診断による把握

職員自らが希望するときに、誰にも知られることなく、心の変化などを確認できるような自己診断の方法とし

て、「惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト」（図4）があります。

自己診断により一定レベルの結果が得られた場合は、自己解消法の励行やグループミーティングへの参加、あるいは専門機関、専門医への受診等を勧めることが重要です。

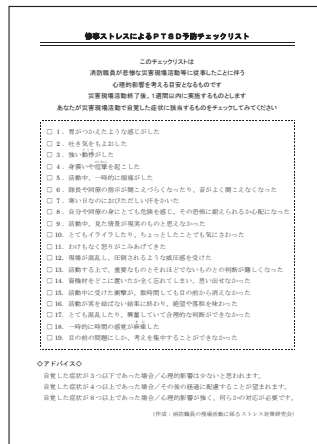


図4 惨事ストレスによるPTSD 予防チェックリスト

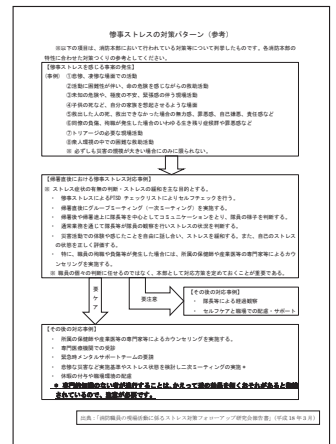


図5 惨事ストレスの対策パターン（参考）

8 緊急時メンタルサポートチームについて

消防庁では、平成15年2月の「消防職員の現場活動に係るストレス対策研究会報告書」を受け、惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害等が発生した場合に、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、精神科医や臨床心理士などの専門家等からなる緊急時メンタルサポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を平成15年4月に創設しました。

また、日頃からサポートチームによる迅速な支援が行えるように登録者の増員を図るなど、制度の充実強化に努めており、サポートチームには現在53名の精神科医等が登録をしています。

近年は、平成30年7月豪雨、群馬県防災ヘリコプター「はるな」の墜落事故、京都アニメーション火災に対応した消防本部や消防活動中に殉職者が発生した消防本部からの要請を受け、各消防本部にサポートチーム登録の専門家を派遣し、消防職団員に対して惨事ストレス対策に関する全体講義をはじめ、惨事ストレスの緩和や急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防・軽減等を目的とするカウンセリングなどを実施しました。

サポートチームについては創設以降これまでに74回の派遣実績があり、延べ3,780名の消防職団員に対するケアを行いました（令和元年10月末現在）。

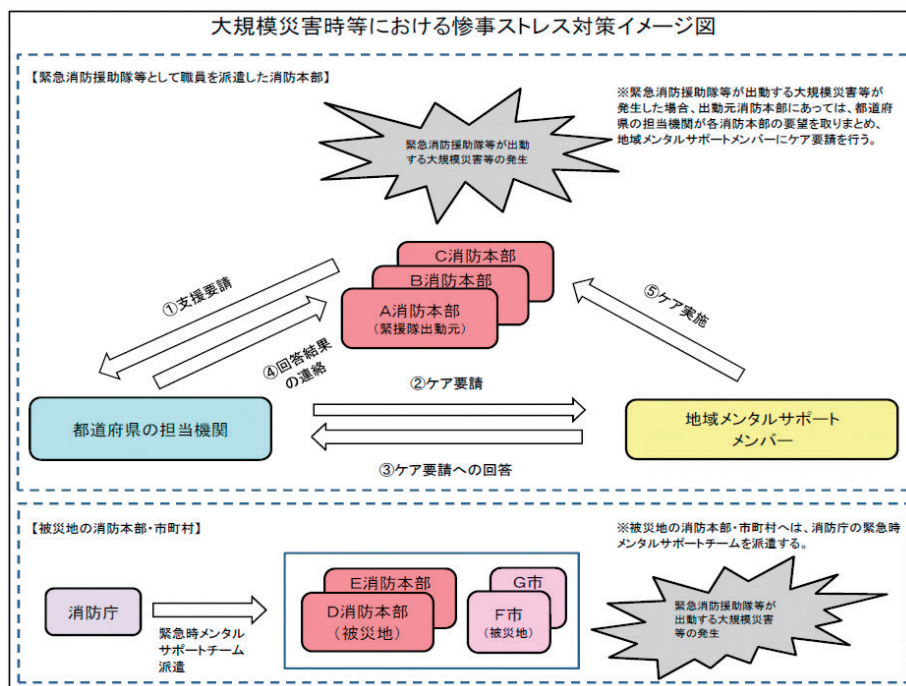


図6 大規模災害時等における惨事ストレス対策のイメージ

9 最後に

消防職団員は職務上、惨事ストレスに否応なくさらされる可能性があります。常に万全な状態でその任務を遂行するためには、惨事ストレスへの正しい理解とともに、それに伴う症状の解消や回復を図るための対処が必要です。

これまでに実施した惨事ストレスに関する研究会報告書等に基づいて、改めて惨事ストレスに対する正しい理解と認識を深めていただき、消防職団員の心の健康を確保しながら、消防体制の充実強化が図られることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

令和元年度の熱中症による救急搬送状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を調査対象として、熱中症による救急搬送人員の調査を行うとともに、熱中症予防啓発コンテンツの作成、Twitterによる注意喚起など熱中症予防の啓発活動の推進に取り組んでいます。

この度、令和元年5月から9月までの全国における熱

中症による救急搬送状況を取りまとめましたので、その概要を報告します。

2 熱中症による救急搬送状況

① 救急搬送人員（図1）（表1）

令和元年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員の合計は71,317人で、調査開始以降、過去最多を記録した昨年度に次いで過去2番目に多い救急搬送人員でした。

月別の救急搬送人員を見ると、ピークが昨年度の7月中旬から今年度は7月終わり～8月初旬にずれこんだことなどから、8月が最も多く36,755人、次に7月の16,431人でした。また、8月及び9月（9,532人）については、調査開始以降、過去最多の救急搬送人員でした。

週別の救急搬送人員は、7月29日から8月4日までが最も多く18,615人、次いで8月5日から8月11日の12,970人でした。

図1 熱中症による救急搬送状況（2019年）「調査開始から各週の比較」

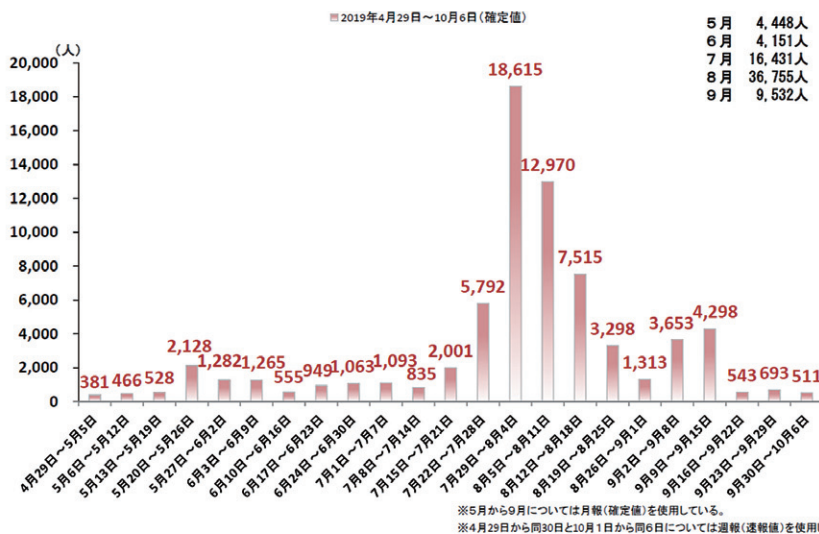


表1 熱中症による救急搬送状況（2013年～2019年）「救急搬送人員及び死亡者数（年別推移）」

(単位：人)

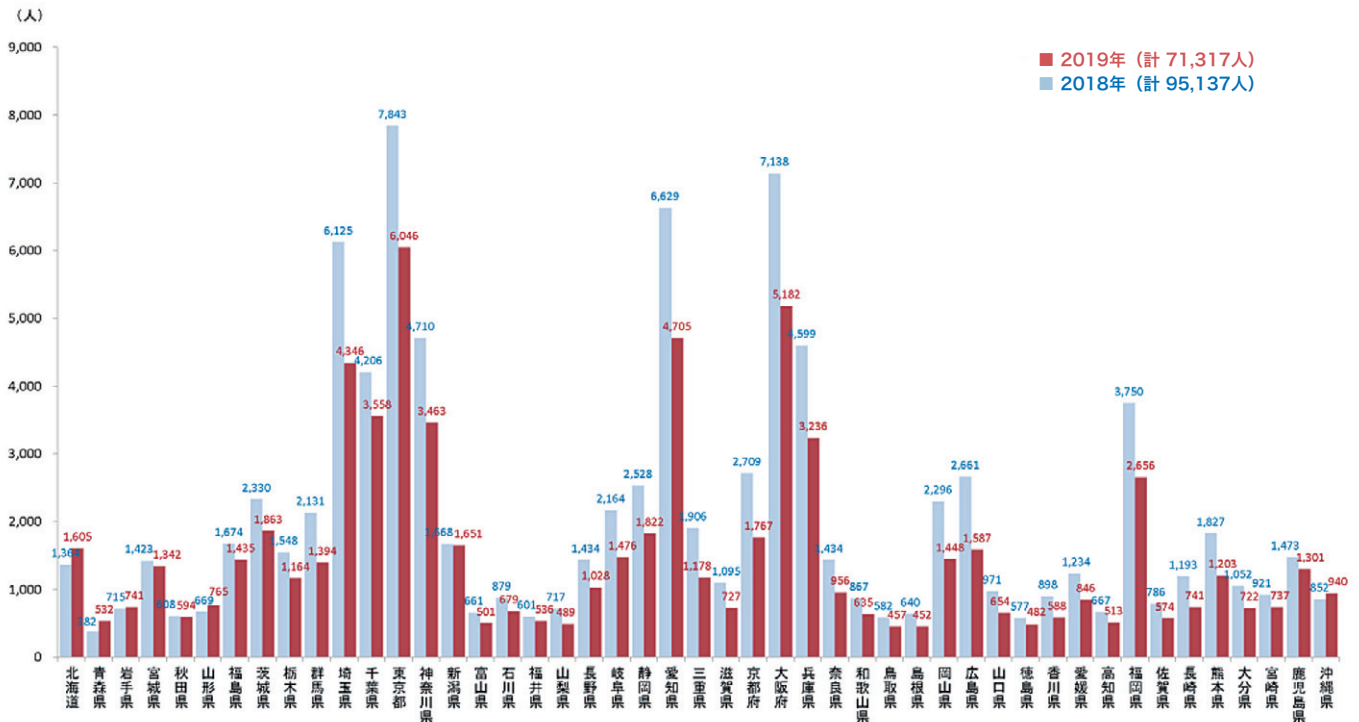
	2019年		2018年		2017年		2016年		2015年		2014年		2013年		
	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	搬送人員	死亡	
確定値	5月	4,448	8	2,427	1	3,401	2	2,788	1	2,904	3	調査データなし			
	6月	4,151	5	5,269	5	3,481	1	3,558	3	3,032	2	4,634	6	4,265	4
	7月	16,431	25	54,220	133	26,702	31	18,671	29	24,567	39	18,407	31	23,699	27
	8月	36,755	78	30,410	20	17,302	14	21,383	24	23,925	60	15,183	15	27,632	57
	9月	9,532	10	2,811	1	2,098	0	4,012	2	1,424	1	1,824	3	3,133	0
救急搬送人員 (5月から9月)	71,317	126	95,137	160	52,984	48	50,412	59	55,852	105					
救急搬送人員 (6月から9月)	66,869	118	92,710	159	49,583	46	47,624	58	52,948	102	40,048	55	58,729	88	

② 都道府県別の合計 (図2)

都道府県別で見ると、東京都が6,046人で最も多く、次

いで大阪府5,182人、愛知県4,705人、埼玉県4,346人、千葉県3,558人、神奈川県3,463人となりました。

図2 熱中症による救急搬送状況 (2019年) 「都道府県別救急搬送人員 (昨年比)」



③ 年齢区分別搬送人員 (図3) (表2)

年齢区分別で見ると、高齢者が37,091人で最も多く、

次いで成人24,884人、少年8,707人、乳幼児634人の順となりました。

熱中症による救急搬送状況 (2015年～2019年)

図3 年齢区分別 (構成比)



表2

	年齢区分別 (人)					合計
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	
2015年	2	503	7,333	19,998	28,016	55,852
2016年	4	482	6,548	18,150	25,228	50,412
2017年	8	482	7,685	18,879	25,930	52,984
2018年	8	967	13,192	35,189	45,781	95,137
2019年	1	634	8,707	24,884	37,091	71,317

■ 新生児：生後28日未満の者
■ 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
■ 少年：満7歳以上18歳未満の者
■ 成人：満18歳以上65歳未満の者
■ 高齢者：満65歳以上の者

④ 傷病程度別搬送人員 (図4) (表3)

初診時における傷病程度別で見ると、軽症が45,285人

で最も多く、次いで中等症23,701人、重症1,889人、死亡126人の順となりました。

熱中症による救急搬送状況 (2015年～2019年)

図4 初診時における傷病程度別 (構成比)

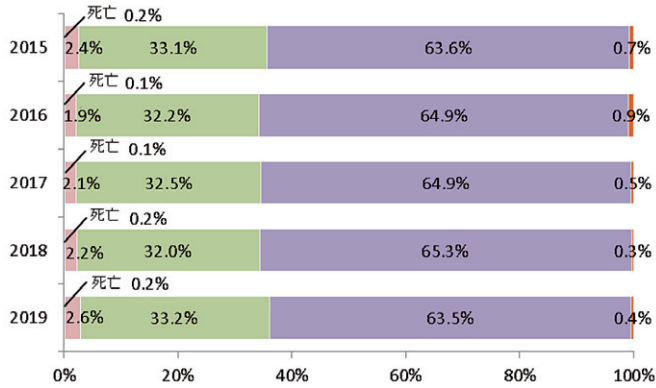


表3

	初診時における傷病程度別 (人)					
	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
2015年	105	1,361	18,467	35,520	399	55,852
	0.2%	2.4%	33.1%	63.6%	0.7%	100%
2016年	59	981	16,242	32,696	434	50,412
	0.1%	1.9%	32.2%	64.9%	0.9%	100%
2017年	48	1,096	17,199	34,382	259	52,984
	0.1%	2.1%	32.5%	64.9%	0.5%	100%
2018年	160	2,061	30,435	62,158	323	95,137
	0.2%	2.2%	32.0%	65.3%	0.3%	100%
2019年	126	1,889	23,701	45,285	316	71,317
	0.2%	2.6%	33.2%	63.5%	0.4%	100%

■ 死亡 : 初診時において死亡が確認されたもの
 ■ 重症 (長期入院) : 傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 ■ 中等症 (入院診療) : 傷病の程度が重症または軽症以外のもの
 ■ 軽症 (外来診療) : 傷病の程度が入院加療を必要としないもの
 ■ その他 : 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの
 ※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区別しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

⑤ 発生場所ごとの救急搬送人員 (図5) (表4)

発生場所ごとで見ると、住居が27,500人で最も多く、

次いで道路11,137人、公衆(屋外)8,944人、仕事場①7,403人の順となりました。

熱中症による救急搬送状況 (2017年～2019年)

図5 発生場所別 (構成比)

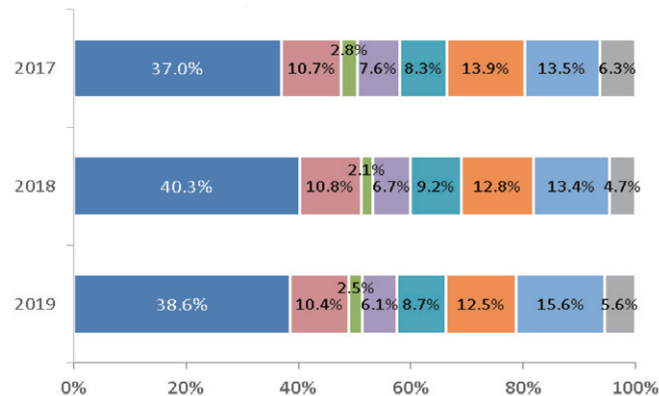


表4

	発生場所別 (人)								
	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	その他	合計
2017年	19,603	5,648	1,490	4,037	4,385	7,351	7,131	3,339	52,984
	37.0%	10.7%	2.8%	7.6%	8.3%	13.9%	13.5%	6.3%	100%
2018年	38,366	10,279	1,980	6,333	8,712	12,185	12,774	4,508	95,137
	40.3%	10.8%	2.1%	6.7%	9.2%	12.8%	13.4%	4.7%	100%
2019年	27,500	7,403	1,792	4,369	6,213	8,944	11,137	3,959	71,317
	38.6%	10.4%	2.5%	6.1%	8.7%	12.5%	15.6%	5.6%	100%

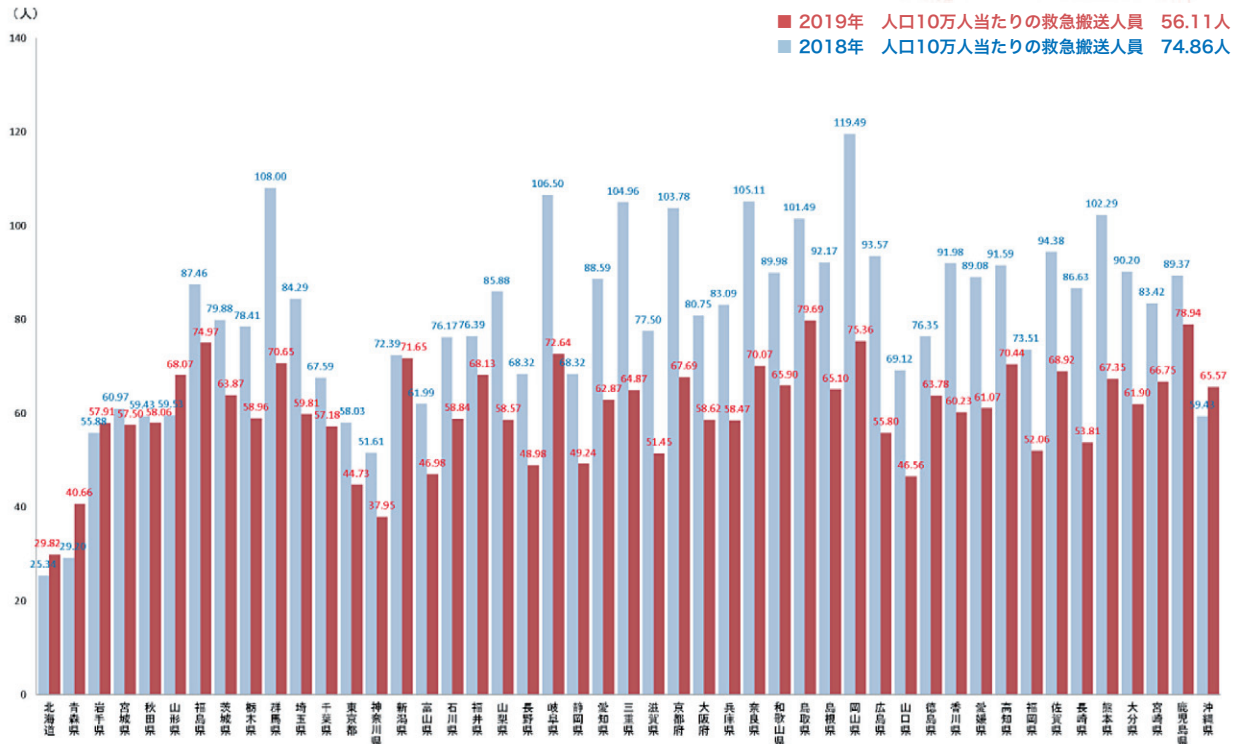
※2017年から発生場所ごとの項目を追加調査

■ 住居 (敷地内全ての場所を含む)
 ■ 仕事場① (道路工事現場、工場、作業所等)
 ■ 仕事場② (田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 ■ 教育機関 (幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)
 ■ 公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分 (劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 ■ 公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分 (競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 ■ 道路 (一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)
 ■ その他 (上記に該当しない項目)

⑥ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員 (図6)
都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員で見たと、鳥取県が79.69人で最も多く、次いで鹿児島県

78.94人、岡山県75.36人、福島県74.97人、岐阜県72.64人の順となりました。

図6 熱中症による救急搬送状況 (2019年)「都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員 (昨年比)」



3 消防庁の取組

消防庁は、消防庁HP「熱中症情報」サイトにおいて、熱中症予防啓発のコンテンツとして、予防啓発ビデオ、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレット、熱中症予防啓発ポスター及び車両用シートの提供に加えて、熱中症による救急搬送状況 (週報、月報) の公表、Twitterを活用した注意喚起や情報提供等を積極的に行いました。令和元年度は、熱中症予防啓発リーフレット及び熱中症予防啓発ポスターを企画会社とタイアップして作成し、全国の消防本部をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関等に対して、このコンテンツを接触的に活用するよう依頼しました。

また、「山形県沖を震源とする地震」、「令和元年6月下旬からの大雨」、「令和元年8月の前線に伴う大雨」及び「台風15号に伴う大規模停電」において、被災住民、ボランティアの方々が熱中症になることが予想されることから、避難所を開設している都県に対し、熱中症の予防を行うよう注意喚起を行いました。

4 おわりに

消防庁では、今後も関係省庁と連携をとりながら、熱中症に関する注意喚起や情報提供を行ってまいります。今年度の熱中症による救急搬送人員のデータを、「熱中症情報」サイトで公表しましたので、御活用ください。

消防庁熱中症情報 (予防啓発コンテンツもこの中に掲載しています)

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

令和元年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

令和元年11月1日(金)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「令和元年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。式典では、林崎消防庁長官から表彰状と記念品が授与され、記念写真の撮影も行われました。各表彰の概要は以下のとおりです。



消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 2件】



問い合わせ先

消防庁予防課 TEL: 03-5253-7523
吉川 (消防設備保守関係功労者表彰)
(消防機器開発普及功労者表彰)
秋山 (優良消防用設備等表彰)

「地域防災力充実強化大会 in 福岡2019」の開催について

地域防災室

平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、全国各地で地域防災力を充実強化する取組が進められています。こうした中、令和元年度消防庁事業として、10月25日（金）に福岡県北九州市のアルモニーサンク北九州ソレイユホールにおいて、「地域防災力充実強化大会in 福岡2019」を開催しました。

本大会は、各地の取組の紹介などを通して、住民一人ひとりが防災への理解を深め、地域での実践的な防災活動につなげていくことを目的としています。

《福岡大会》

地域防災力充実強化大会in福岡2019
～過去の豪雨災害から学び、広げよう！地域防災力の輪～
開催日：令和元年10月25日（金）
場所：アルモニーサンク北九州ソレイユホール
参加人数：約1,000人

開会に先立ち、オープニングアトラクションとして、北九州市消防音楽隊による演奏があり、会場を盛り上げました。

開会式では、葛城消防庁地域防災室消防団専門官、江口福岡県副知事、北橋北九州市長からそれぞれ主催者挨拶があり、来賓を代表して公益財団法人日本消防協会秋本会長から御挨拶いただきました。

続いて、「豪雨災害で命をなくさないために地域防災力を向上する」と題しまして、関西大学社会安全学部社会安全研究センター長・特別任命教授、人と防災未来センター長の河田恵昭氏から基調講演をいただきました。その後、県内外で活躍されている消防団、少年消防クラブ、学生、企業等、それぞれの分野で日頃から地域で活動している取組を発表していただきました。また、消防応援団、タレント、野球解説者のパンチ佐藤氏をトークショーのゲストに迎え、日頃の防災についての取組や思いを語っていただきました。最後に、兵庫県立大学大学院教授の室崎益輝氏に本大会の総括をしていただき、一般財団法人福岡県消防協会の大澤会長の挨拶で閉会となりました。



開会式の様子



オープニングアトラクション



河田恵昭氏による主催者挨拶



北九州市若松消防団カッパファイヤーズによる事例発表



くすばし少年消防クラブによる事例発表

【オープニングアトラクション】

北九州市消防音楽隊

【基調講演】

「豪雨災害で命をなくさないために地域防災力を向上する」

関西大学社会安全学部社会安全研究センター長・特別任命教授、人と防災未来センター長

河田恵昭氏

【事例発表団体】

- ① 「『油断大敵』 災難は身近なところに迫ってる！」
北九州市若松消防団女性消防団員カップファイヤーズ
- ② 「今、消防団員に求められていること。」
くすばし少年消防クラブ
- ③ 「地域防災を進めるー学生という立場での消防団への関わりー」
T-FAST（帝京大学防災サークル）
「福島県浪江町伝統の継承と震災の記憶の伝承」
東北福祉大学
「やってみたくなる防災の発信ー震災を経験していない私たちができることー」
神戸学院大学
- ④ 「災害報道の現場から～西日本豪雨災害」
中国新聞社
- ⑤ 「九州北部豪雨 そのとき消防団は…」
朝倉市消防団

【活動紹介】

「非常食の試食」

神戸学院大学

【ゲストトークショー】

消防応援団、タレント、野球解説者

パンチ佐藤氏

【総括】

兵庫県立大学大学院教授 室崎益輝氏



学生による事例発表



中国新聞社による事例発表



朝倉市消防団山内団長による事例発表



パンチ佐藤氏によるトークショー



室崎益輝氏による総括

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 水谷
TEL: 03-5253-7561

緊急消防援助隊情報

令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室・三重県実行委員会

令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、消防応援活動調整本部を主軸とした、三重県及び被災市町の受援体制の総合的な向上を図ることを目的とし、三重県松阪市、津市及び伊賀市を会場に2日間実施した。三重県内陸部及び沿岸部の地域特性を反映した災害を想定し、緊急消防援助隊の出動体制及び、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT等の関係機関との連携について検証した。

1 実施日

令和元年10月26日（土）、27日（日）

2 実施場所

松阪市、津市、伊賀市

3. 実施内容

(1) 図上訓練 10月26日（土）

三重県南東沖を震源とする巨大地震（南海トラフ地震）が発生し、東海地方において甚大な被害が発生した想定で、南海トラフ地震アクションプランに基づいて実施した。

訓練は、地震発生直後のフェーズ1、発生から4時間後の指揮支援隊が到着したフェーズ2、発生から24時間が経過したフェーズ3に分け、三重県庁内の消防応援活動調整本部と松阪地区広域消防組合消防本部及び津市消防本部の指揮本部（指揮支援本部）の3会場で行った。

《今後の課題等》

○ 消防応援活動調整本部内の構成員間の連携の必要性を改めて感じたほか、緊急消防援助隊の制度・運用について個々のスキルアップが必要である。また、図上訓練の課題等の検証を経て緊急消防援助隊受援計画の見直しの必要性が確認できた。

○ 指揮本部・指揮支援本部において、現時点での受援計画をもとに訓練を実施したが、今後、交代要員の確保など長期的な対応も考慮していく必要がある。



図上訓練（26日）三重県庁

(2) 部隊参集訓練

一部ヘリコプターによる指揮支援隊の消防応援活動調整本部及び指揮支援本部への参集を実施するとともに、三重県内2箇所を進出拠点とし、受援消防本部による受援対応訓練及び地元消防団による進出拠点から災害現場までの誘導を実施した。

《今後の課題等》

進出拠点を2消防本部が共有し運営を行ったことにより、受援対応職員は十分に確保ができた。また、部隊が進出拠点に集中した際に、緊急消防援助隊動態情報システムや支援情報共有ツールでの情報共有の重要性が再確認できた。



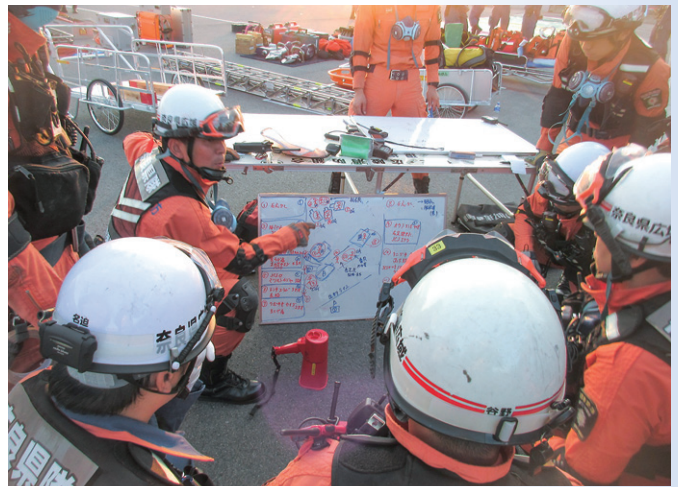
(3) 部隊運用訓練想定

◆1日目実動訓練 10月26日(土)

10月24日から三重県中部地方で停滞する前線により大雨が降り続けている中、三重県中部を震源とする直下型地震(発災時間8時30分)が発生し、甚大な被害が発生したと想定し、被災地消防本部及び緊急消防援助隊が連携し初動活動訓練を実施した。

◆2日目実動訓練 10月27日(日)

三重県南東沖を震源とする南海トラフ地震(発災時間6時00分)が発生したと想定し、前日に引き続き、各災害現場において活動を実施するとともに、三重県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊及び関係機関と連携した総合的な部隊運用訓練を実施した。



複合救助訓練(26日)伊賀市サテライト会場

(4) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の部隊統制の下、地震被害を想定した各種訓練を松阪市メイン会場、松阪市、津市及び伊賀市のサテライト会場で実施した。

訓練1日目には、各防災航空隊による被害状況調査・情報収集訓練、無人航空機(ドローン)を活用した映像情報収集訓練を実施したほか、被災地消防本部と統合機動部隊、府県大隊が連携した土砂災害救助訓練等を部隊到着から夜間にかけて実施した。

訓練2日目には、関係機関と連携した救助訓練及び自衛隊航空機による部隊輸送、DMA Tと連携した多数傷病者対応訓練等を実施した。

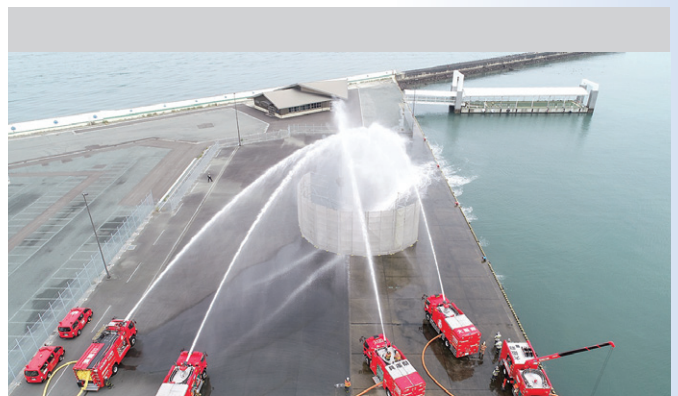
大規模危険物火災消火訓練では、四日市市、堺市、神戸市及びブロック外から名古屋市のドラゴンハイパー・コマンドユニットが連携して、屋外タンク貯蔵所の全面火災を想定とした大容量放水訓練を実施した。



斜面崩落救助訓練(27日)津市サテライト会場

《今後の課題等》

- 複数の府県大隊、関係機関が連携する訓練とし、現地合同調整所の運営調整を進めるとともに、指揮支援本部等で情報統制を行ったことで、円滑な情報共有を図ることができた。
- 実践的な訓練とするため事前に状況を知らせないブラインド型訓練とする場合には、訓練参加者に災害の状況付与をより丁寧に行うことが必要である。



大規模危険物火災消火訓練(27日)松阪市サテライト会場



(5) 後方支援活動訓練

宿営訓練会場を3箇所に分散し、拠点機能形成車等を活用し、後方支援活動を実施した。また、各府県から後方支援の状況紹介の場を設け、情報交換を行った。

《今後の課題等》

宿営訓練会場を3箇所に分散することにより、3消防本部で受援の訓練が実施できた。宿营地のみの後方支援にとどまらず、災害活動が長時間になった場合の活動現場への後方支援活動を検討する必要がある。

(6) その他

2日目の松阪市メイン会場において、今回の訓練に参加した女性消防職員と三重県内女性消防職員を対象に、総務省消防庁の女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度を活用し、「緊急消防援助隊への女性消防職員の派遣」をテーマにして、意見交換会を実施した。



女性消防吏員意見交換会（27日）松阪市メイン会場

4. おわりに

今回の訓練は、雨が多い三重県の地理的条件を踏まえ、より実践的な訓練にするため、一部訓練項目を指定せず、各府県大隊が活動調整を行う訓練を実施した。

三重県においては、緊急消防援助隊の受援、部隊運用、関係機関との連携の強化や受援計画の見直し等、実災害への対応に向け有意義な訓練であった。

今後、今回の訓練で得た成果、課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努める必要がある。

最後に本訓練の開催に際しまして、多大なご協力を賜りました近畿ブロック各府県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)

先進事例 紹介

地域に根差した消防署を目指して

～消防署の組織体制と地域イベントへの参加～

名古屋市消防局 南消防署

名古屋市消防局 南消防署では、今年度の組織改正に伴い、職員自らが考え、より良い方向に向けて業務を進めるため、「組織改正に伴う仕事の進め方プロジェクトチーム」（以下、「PT」という）を設置しました。

近年「想定外」と言われるような自然災害が、幾度も発生しており、また、少子高齢化など消防を取り巻く社会的背景が変化しています。その中で、発生が危惧されている南海トラフ地震をはじめとした、大規模災害に立ち向かうには、自助・共助・公助の連携が不可欠であり、公助である消防は、これまで、自助・共助の中心となる自主防災組織の支援に取り組んできました。

そして、人口構成や地理的環境など、それぞれ異なる地域の実情に応じ、きめ細かく自主防災組織に支援をするために、令和元年度、地域防災業務が消防署予防課から消防署警防地域第一（二）課へ移管されることとなります。これにより、24時間開かれた公所であることや、実際の災害現場での活動経験を活かし、発災時に共に活動することとなる消防団員とともに、地域ごとの実情に応じた防災対策の支援をし、その結果、自助・共助の向上により、災害によるトータル被害を軽減できるようにする必要があります。

（図1 市民の命を守るために求められる消防の役割参照）

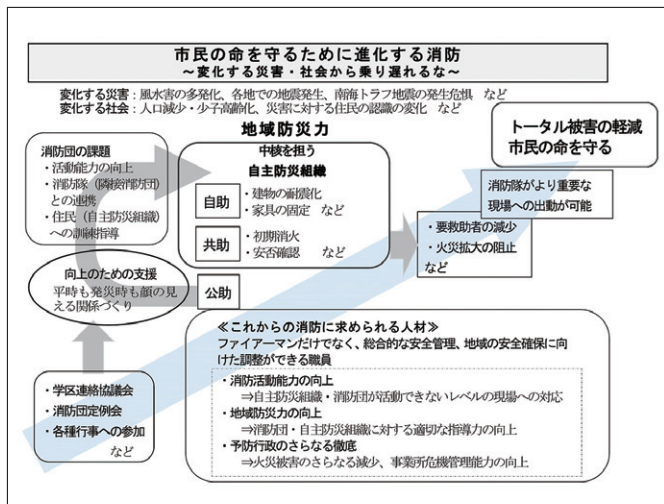


図1 市民の命を守るために求められる消防の役割

しかしながら、職員が新たな組織体制の意味を理解せず、与えられたままに仕事をしていただけでは、市民の命を守る、トータル被害の軽減という目的は達成されません。

そこで、PTでは、令和元年度の組織改正に向けて平成30年度実施してきた様々な事業やこれから実施する事業について、

- ①消防活動能力の向上
- ②地域防災力の向上
- ③予防行政のさらなる徹底

の3つの項目について整理し、それぞれの課題を抽出してその解決策を検討し、その結果を署内で発表することにより、令和元年度の新たな体制の確立に向けて準備をしました。

（図2 「平成30年度実施した主な事業とPTでの検討項目」参照）

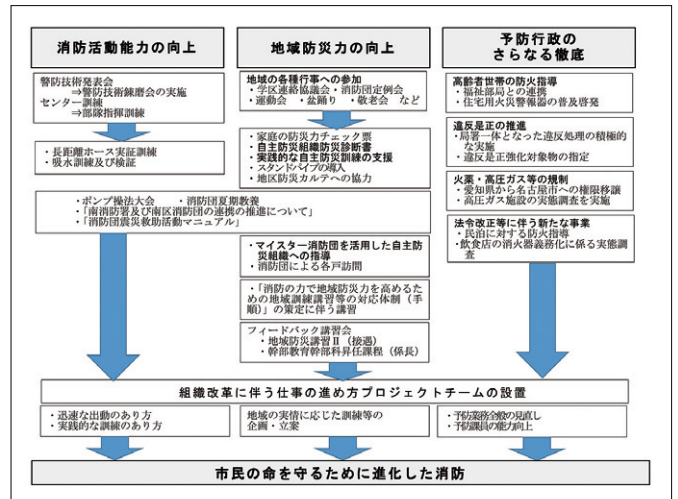


図2 平成30年度実施した主な事業とPTでの検討項目

組織改正に伴う仕事の進め方プロジェクトチーム

～検討結果 編～

1 消防活動能力の向上

平成30年度中に名古屋市消防局において、消防活動の現場で重大事故になりかねない事案が頻発しました。また、他都市では年齢の若い消防職員の殉職事案も発生しました。一概には言えませんが、全国的に見ても、消防職員の現場経験不足と訓練不足が背景にあるのではないかと考えられてもおかしくありません。国民の生命、身体及び財産を保護するという任務がある我々消防職員のこのような状況を是正するため、このPTにおいて、消防活動能力の向上のために必要な実践的な訓練のあり方について検討しました。

まず、地域防災業務が移管されることに伴い増加する事務処理は全職員で分担することで効率的に行い、一日のスケジュールの中で、訓練時間を確保する必要があります。

また、訓練内容は、**図上訓練**と**実動訓練**に分けます。図上訓練では、災害概況即報や災害静止画集等の視聴、事故を防止するためのKYT訓練が有効ではないかと考えます。

訓練時間が制限されるなかで行う実動訓練では、各出張所間で訓練場所を交換することでマンネリ化を防ぎ、訓練の実効性を高めることができます。

また、これらの訓練を一時的なものにしないため、「訓練ノート」を庁内LAN上に作成し、署員が随時入力・閲覧することで、経験や知識の習得にもつながると考えます。

これらの取組みを実施し、その結果を検討し再度実施するというPDCAサイクルを回していくことで、消防活動能力の向上を目指していきます。

(図3「警防地域第一(二)課」の目指すべき姿 参照)

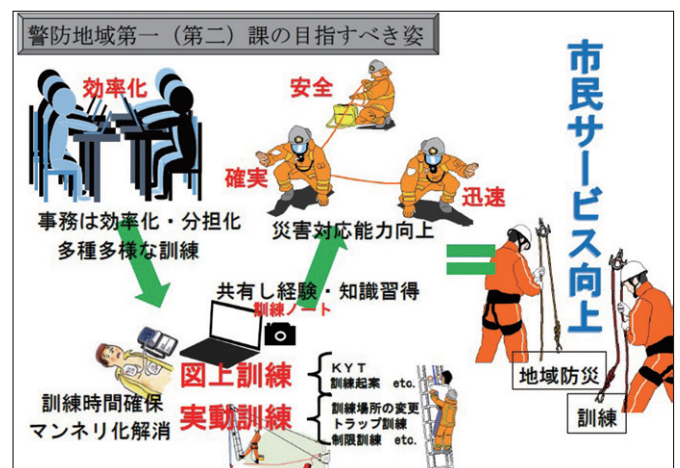


図3 警防地域第一(第二)課の目指すべき姿

2 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、PTでは、まず課題の抽出を行いました。主な課題として、

- ★若い世代の訓練参加が少ない
- ★地域住民の防災に対する意識が低い
- ★訓練指導者の不足

などが挙げられます。

これらの課題を解決するには、小規模単位の地域に根差した訓練を継続的に行うことこそが将来的に地域防災力を向上させるものだと考えます。その、小規模な単位とは、「自主防災組織」であり、この自主防災組織が訓練しやすい環境を整えることが重要だと考えました。

そのための手段の一つとして、**自主防災訓練の訓練メニュー**の作成です。

分かりやすい訓練メニューがあれば、一目で内容が分かるので自主防災組織としては、やりたい訓練を選びやすくなるほか、指導する側の私たち職員や消防団員が訓練を提案しやすくなり、負担軽減にもつながります。また、自主防災組織の現状を知るためには、平成30年度に試行した防災診断書を使うことが有効であることも確認しており、この診断書の結果を自主防災組織に理解

先進事例 紹介

していただきながら、訓練メニューを提示することにより、住民に訓練の目的を理解していただくことができるだけでなく、訓練支援をする職員も適切な訓練のプランニングをすることもできます。

訓練メニューを小冊子にまとめて配布したり、ウェブサイトに掲載したりすることで、多くの人から認知され、自主防災組織のみならず、子供会や女性会、サークル、アパート・マンションの集会などで行われる行事に合わせて、自主防災訓練を実施していただける可能性が高まります。

その結果、若い世代を含めた幅広い年齢層の方に訓練への参加が期待できますし、訓練参加したグループの防災意識も高まることと思います。

訓練メニューには、訓練の目的、訓練手順などを記載するほか、一番の特徴として、その訓練の魅力を記載します。魅力というのはつまり価値です。メニューを見て、この訓練を体験することで自分たちにとって貴重な価値があると思ってもらえたなら、訓練のために自分たちの時間を割くことでしょう。私たちはそう思ってもらえるようなメニュー作りを目指しています。

この訓練メニューですべての課題が解決されるわけではなく、まだまだやるべきたくさんの課題がありますが、これまでの考えを一新し、一つひとつの課題をクリアしながら、よりいっそう地域住民に寄り添い、共に地域防災力を高めていきたいと思っています。

(図4「地域防災力向上のための取り組み」参照)

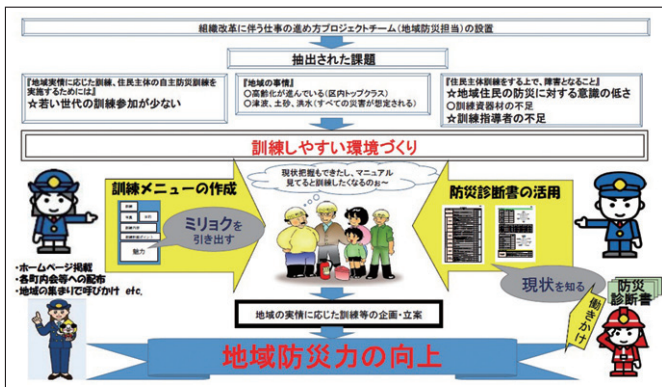


図4 地域防災力向上のための取り組み

3 予防行政のさらなる徹底

予防業務は、事業所への訓練指導や査察の見直しなど、これまで十分できていなかった業務に加え、法令改正に伴う新たな業務も加わり、私たちがこの先解決しなければならない課題が山積みです。

それらの課題を解決していく上で、予防課員には知識・経験が必要不可欠です。また、当たり前のことですが、

やる気も必要です。さらにどのように課題に取り組んでいけばいいのか考えて行動していかなければならないため、企画立案力も必要です。

それらの能力をしっかりと身に付け、最終的にさまざまな課題に対処できる優秀なスーパー予防課員、すなわち「高度な危機管理アドバイザー」に私たちはなっていかなければいけないと思います。

「高度な危機管理アドバイザー」になっていくため、課題に対する対策をしっかりと考えて、実行していくことを、PDCAサイクルに当てはめる必要があります。

その結果、予防課員の能力が向上していき、目指すべき姿に近づいていくことができると思います。

与えられた仕事をただただルーティンのようにやっているようでは、組織改正をしても今の状況は全く変わらないと思います。組織改正という大きな一手を打った今こそ、今以上にやっていくぞ！問題点を改善していくぞ！という思いで仕事を進めることが求められるのではないのでしょうか。

(図5「予防課員の目指すべき姿と求められる姿」参照)

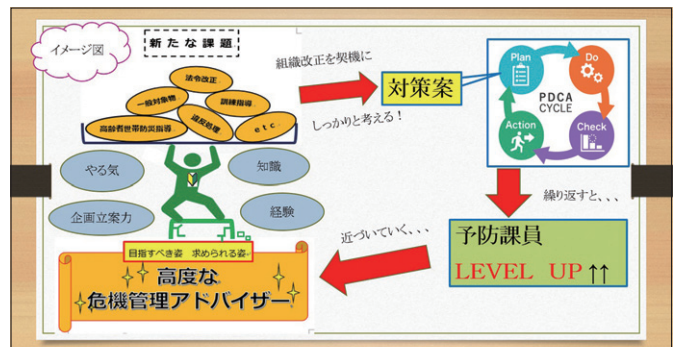


図5 予防課員の目指すべき姿と求められる姿

4 最後に

P Tでは、委員となった若手職員がそれぞれの事業に対する課題を挙げ、その対策を検討してきました。この結果はその一部になります。今後、名古屋市消防局を背負っていく若手職員も、恐れず、意見を出していき、我がこと感を持って仕事に取り組み、一人ひとりがしっかりと課題と対策を考え、職員全員で行動していく、すなわち全員野球をしていくことが今後大切だということを、このP Tを通して感じることができました。

そして、係長級以上で作成した今年度の各課の業務計画にこのP Tでの検討結果を反映させ、4月1日からの新体制で署員一丸となって、消防防災行政に取り組んでまいります。

民間企業とのコラボレーション企画による広報活動

神戸市消防局

はじめに

神戸市消防局は、平成26年から新たな取り組みとして、民間企業と共同企画したコラボレーション（以下「コラボ」という。）商品の企画や動画等により防火・防災の情報発信に取り組んできました。そこで、これまで行ってきたコラボをピックアップして紹介します。

このコラボ企画にあたり、消防局は人件費以外の費用を一切負担していません。企業側はコラボ商品を自社商品として扱い、自社の責任で販売することとなるため、売り上げに対してリスクを負うこととなります。つまり、コラボ企画には、そのリスク以上の魅力が必要です。もちろん、行政側にとっても単なる一企業への販売協力ではいけません。一番の目的は、行政が市民に伝えたいことを、コラボを通じて届けることにあります。そのため、単なる消防ロゴの掲示などのお話が企業側からあってもお断りをしています。行政側が考えるのは、「何を売るか」ではなく、「なにをどのように（コラボ企画を通じて）伝えるか」だということです。

1 商品化するまでの背景

コラボ企画では「消防機関に対するイメージ」とりわけ「神戸消防」の持つブランドイメージを明確化し、企業に訴えかけてきました。

コラボ商品の企業側のメリットは商品販売による収益です。売れる商品には、お客様が買いたくなるような「こだわり」が盛り込まれている場合が多くあります。商品のデザインを描くのは企業側となりますが、消防局とのコラボだからこそできる「こだわり」の部分を入れるため、協力してデザインを作り上げていくこととなります。

発売日は時期にもよりますが、より広報効果があがるよう、消防に関する記念日など意図をもった日に設定するようにしています。商品デザイン、発売日、販売方法、プロモーション方法などを具体的に決定し、サンプル等で最終確認を行った上で販売や発表となります。企業によっては、市政記者への広報を商品販売上のメリットとらえてくれる場合もあります。

また、コラボの詳細が固まれば、起こりうるリスクを互いに想定しつつ、協定の締結もしています。

2 コラボ商品の一例

(1) 消防隊カレー

神戸市消防局にとって初のコラボ商品は、本市に本社を置くエム・シーシー食品(株)と開発した「消防隊カレー」というレトルトカレーです。神戸市消防学校の食堂で30年以上同じレシピで作られてきたカレーをレトルト化したもので、パッケージ裏面に防災情報を記載紹介しているのが特徴です。また本商品自体が保存食としてもご活用していただけるようになっています。平成27年に発売し、関東と関西を中心に全国のスーパー等で販売されています。消防機関との初コラボという目新しさもあり、多くのテレビや新聞で取り上げられました。

(2) Gショック

平成27年に本市で開催された全国消防救助技術大会をPRするため、カシオ計算機(株)の腕時計ブランド「G-SHOCK」とタイアップしました。同年7月、第1弾のコラボ商品として「RANGEMAN 神戸市消防局タイアップモデル」が発売されました。Gショックは、救助服をイメージしたオレンジ色を基調に、バンド部分に救助用ロープをデザインしているほか、時計盤の裏蓋に消防章の刻印が入っています。また、バックライト機能で「もやい結び」をイメージしたマークが浮かび上がるなど、かなり凝った作りになっています。この企画では、プロモーション動画も制作されており、全国救助大会のPRおよび当局のイメージアップに大きく寄与しました。

また平成30年度には第2弾として「神戸市消防局救助隊発足50周年記念モデル」が発売され、救助隊の活動の広報に寄与しました。

(3) 救塩隊キャンディ

平成29年5月、熱中症への注意喚起の一環として企画をすすめたのが、UHA味覚糖(株)との「救塩隊キャンディ」です。

スーパーやコンビニ等に広く並ぶことで、商品を通じ

先進事例 紹介

で多くの方に情報を届けられると考えました。商品は熱中症関連の情報発信が中心となっていますが、キャンディの個包装には救急全般に関するクイズも印刷しており、熱中症だけでなく、救急業務全般に関心を持ってもらうことを狙いとしています。

令和元年5月には、パッケージと味をリニューアルし、再販されました。

(4) アパレル雑貨

平成30年、当局では新規採用職員募集やイメージアップを目的に、広報PR動画「守りたい街がある」を製作しました。平成31年1月、この動画のPRに企業コラボ手法を取り入れるべく、本市の海・山・街をデザインしたアパレル雑貨等を企画・販売している地元企業の(株)エンポートとコラボしました。第1弾として神戸と消防をモチーフにしたTシャツやトレーナー、缶バッチなどのアパレル雑貨などが販売され、その後もサーモボトルやパーカーといったアイテムを増やしていただいています。

各商品のタグや包装等にはこのPR動画のURL（QRコード）を掲載しました。動画には、本市の景色や消防車両等が登場し、販売商品のデザインの実写としても楽しむことができる仕掛けとなっていて、デパートやショッピングモールなどでの店頭販売は、今まで消防と接点のなかった市民の皆様へ当局の魅力を伝える機会となりました。動画はこちらのQRコードよりご覧ください。



守りたい街がある。

「守りたい街がある」より



<神戸市消防局 これまでのコラボ商品一覧>

商品	連携企業	発売日	状況 (R1.10時点)
① 消防隊カレー	MCC食品(株)	H27.1	販売中
② 消防車のケーキ	㈱ユーハイム	H27.1	販売終了
③ G-SHOCK神戸市消防局タイアップモデル	カシオ計算機(株)	H27.7	販売終了
④ 消防デザインの子供服	丸高衣料(株)	H28.3	販売終了
⑤ 消防服型ペットボトルホルダー	㈱フェリシモ	H28.5	販売終了
⑥ 救塩隊キャンディ	UHA味覚糖(株)	H29.5	販売終了 ※H31年度5月に再販
⑦ 猫の消防車	㈱フェリシモ	H29.6	販売終了
⑧ 消防ボクサーブリーフ	㈱フェリシモ	H29.11	販売中
⑨ 釜揚げしらすとモッツアレラのPIZZA	㈱イズスベーカーリー	H30.3	販売終了
⑩ G-SHOCK神戸市消防局タイアップモデル第2弾	カシオ計算機(株)	H30.12	販売終了
⑪ アパレル雑貨神戸市消防局コラボモデル	㈱エンポート	H31.1	販売中
⑫ 万年筆「KOBE消防」	㈱ナガサワ文具センター	R1.10	販売中

①消防隊カレー



②消防車のケーキ



③G-SHOCK神戸市消防局タイアップモデル



④消防デザインの子供服



⑤消防服型ペットボトルホルダー



⑥救塩隊キャンディ



⑦猫の消防車



⑧消防ボクサーブリーフ



⑨釜揚げしらすとモッツアレラのPIZZA



⑩G-SHOCK神戸市消防局タイアップモデル



⑪アパレル雑貨神戸市消防局コラボモデル



⑫万年筆「KOBE消防」



3 コラボ動画

平成29年3月、フジテレビとコラボし、火災予防の動画「ガチャピン・ムックの火の用心」を共同制作し、YouTubeで公開しました。

ポスターやチラシといった従来型の広報ツールは、情報の届く範囲が限定されがちです。効率的な情報発信ツールとしてYouTubeでの動画配信は有効な手段ですが、ただ伝えたい情報を盛り込んだだけでは、多くの方に視聴いただけません。そこで、話題性があり、楽しみながら防災情報を学んでいただける動画を作れば、従来型の広報が届きにくい方々へも消防局からの情報を伝えることができるのではないかと考えました。

動画は消防隊長のガチャピンが勇敢に救助・消火活動を行うシーンが見どころで、住宅火災や住宅用火災警報器、消火器、防災製品の紹介など火災予防のポイントが分かりやすく伝わる内容にしています。動画はこちらのQRコードよりご覧ください。



「ガチャピン・ムックの火の用心」



公開後約1年で再生回数1,000万回を越え、令和元年10月時点で1,600万回を超えています。さらに、第2弾のコラボ動画として、平成29年10月に動画「ガチャピン・ムックの危機一髪【前編】【後編】」を制作・公開しています。第2弾の動画では、救急車の適正利用や応急手当といった消防局からの情報を発信するだけでなく、観光やグルメの要素を多数盛り込むなど、神戸の魅力発信にもつながる内容に仕上げられています。こちらも令和元年10月時点で合計670万回以上の再生回数を記録しています。

これらの動画は、これまでのコラボ企画と同様に、公費を使わずに実現するため、企業等からの協賛もいただきました。「消防局が全面協力しないと絶対撮れない、迫力ある特別なシーン」の主人公を、人気キャラクターのガチャピンが務めるという魅力的な動画のストーリーを消防局から提案できたことで、相手企業にとっても、協賛企業等にとっても満足度（納得性）の高い企画とな

り、公費を使わず実現できたのではないかと考えています。

コラボすることで、多くの方にとって魅力的で楽しい動画を制作することができ、火災予防や救急等の情報発信を幅広い年齢層（特に若年層）に対して効果的に発信することができたと考えています。

これらの動画はYouTubeで公開するだけでなく、神戸市のイベント会場や防災教育の場でも大型モニター等を使って放映しており、広く市民の皆様を楽しみながら防災について学んでいただく機会が生まれたと考えています。

おわりに

コラボを活用した広報PRの始まりは、局内で行われた消防職員意見発表会の提案からでした。新しいことにも積極的に取り組んでいくという組織風土の中、想いを形にしたのです。ただ、最初の一步を踏み出すこと、さらにはその道のりが容易であったわけではありません。それでも我々の行う広報をもっと楽しいものになりたいという思いが、消防のイメージを明るくし、防災を身近なものに近づけたのではないかと思います。新しいアイデア次第で、コラボによる広報の可能性はまだまだ広がるのかもしれない。

初期消火功労者へ感謝状を贈呈しました

湖南広域消防局

令和元年10月9日（水）草津市コミュニティ防災センターにおいて、西消防署長が初期消火功労者2名に対し感謝状及び記念品の贈呈を行いました。

本件は、令和元年9月21日（土）草津市西草津1丁目地先で発生した建物火災において、迅速な119番通報及び消火栓による初期消火活動を実施されたことにより、延焼拡大を防止するとともに、被害を最小限に留められたことから、その功績を称えたものです。



「火災調査事例発表会」を実施

守口市門真市消防組合消防本部

守口市門真市消防組合では、消防職員195名を対象に「近年の火災事例と対策」と題して火災調査事例発表会を行いました。火災調査の結果から判明した延焼経路、出火箇所、出火原因などを知ることで、出火防止対策の予防広報、火災現場の経験が浅い若年職員の育成という点で職員全体のレベルアップを図ることを目的としています。

今後も火災調査結果を有効に活用できるよう、継続して実施していきます。



消防通信

望

楼

ぼうろう

親子消防教室を開催しました！

尼崎市消防局

尼崎市北消防署は、令和元年8月18日（日）に、尼崎市北消防センターで「親子消防教室」を開催しました。

この催しは地域の子供たちに消防という仕事を理解していただき、将来の地域防災を担う人材の育成に繋げると共に、市民に対して更なる防火意識の向上を推進することを目的として実施しました。

当日は、小学1年生～3年生の子供たちと保護者約70名に、梯子車の乗車や放水などの体験をしていただきました。

皆様からは、「火事の怖さを改めて知り勉強になった」、「いろんな事が体験でき、非常に良かった」、「梯子車に乗れるとは思っていなかった」など、様々な御意見をいただきました。

皆様からいただいた御意見を参考にし、今後はより多くの子供達が防火防災について楽しみながら学べる魅力ある催しにしたいと考えています。



救急特別研修「外国人対応訓練」を実施しました

奈良市消防局

奈良市消防局では「災害時における外国人とのコミュニケーション」をテーマとして救急特別研修を実施しました。消防局外国語対応職員による講義の後、奈良市教育委員会よりアドバイザーとして外国人講師をお招きし、翻訳アプリや情報収集シート等の言語ツールを使用しての外国人対応訓練を行いました。今後もこのような研修を継続して実施し、外国の方にも安心して奈良を訪れてもらえるよう取り組みを続けてまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



救助科における教育訓練 ～自然災害における対応力の向上について～

消防大学校では、救助業務に関する高度の知識及び能力を専門的に修得させるとともに、教育指導者としての資質を向上させることを目的として専科教育「救助科」の教育訓練を実施しています。平成31年度は第79期（4月11日から6月6日まで）60名、第80期（8月22日から10月11日まで）60名、合計120名の学生が、240時間の教育訓練を終え無事卒業しました。

今回は救助科において実施した教育内容について紹介します。

救助科の講義では、組織管理やリーダーシップ論、ハラスメント対策等のほか、これからの人材育成の担い手としての教育内容、総務省消防庁による救助行政や緊急消防援助隊の運用、国の動向と今後の展望等に関する知識を習得しました。

実科訓練では、学生自らが企画・立案・調整・運営まで一連の流れを実践する「指導演習」及び「学生企画訓練」を実施しました。

「指導演習」では、指導的立場として、指導を行う対象者と訓練想定課題を班毎に決定し、訓練資料の作成から当日の実技訓練指導に至るまでの全てを計画・調整し、実際に訓練指導を行い指導者としての姿勢や指導要領の計画及び訓練指導までを実施し、指導的立場として必要事項の習得に努めました。

「学生企画訓練」では、約1ヶ月の準備期間の中で2日間に及ぶ各種訓練を学生主体で計画し、教育支援隊（近県の高度救助隊及び特別高度救助隊）や支援教官（前期学生）を招いた訓練を通し、企画・調整及び当日の運営全般に至るまでの評価をいただき、訓練指揮者としての企画運営力の向上に努めました。

実動訓練においては「現場指揮」と「安全管理」を訓練の柱とし、座学において基礎的な事柄から災害事例など実践的な部分まで学んだうえで、現場指揮者として指揮・判断力や安全管理について実践的に習得してもらいました。

また、火災救助、交通救助、山岳救助など、一般的な

救助事象から地域性のある救助事象に対する訓練をはじめ、各地域で発生している多数傷病者対応、大規模イベントにおいて発生危険が想定されるNBCテロ災害等の大規模災害対応など、多岐に渡る内容で訓練を実施しました。

そのほか、近年、全国的に頻発している土砂災害救助や震災救助等の自然災害における消防活動について注目の目が向けられています。



震災救助（土砂災害救助）

震災救助及び土砂災害救助の専門家等による経験談や各種検証結果を用いた災害の全体像に関する講義、また、これらの各種災害対応要領を通じて危機管理能力を高め、二次災害防止活動に努めていく必要性を学びました。

さらに、教育支援隊から震災時の活動要領や資機材の選定及び使用方法を学び、その後の校外研修では、実際に発生した土砂災害現場や崩落危険のある現場を再現した環境下で、学生が一日かけて要救助者の救出活動を行いました。

研修を終えた学生からは、「研修内容は忘れていた基本的事項から専門的な事柄まで幅広くありました。今後も徹底して行っていくべきことの重要性を学びました。」「様々な環境下で訓練を行うことによって安全管理面の重要性を感じた。」「指揮を執ることで現場指揮と安全管理を再認識することが出来た。」「多くの仲間と訓練を行うことによって意思疎通が図れ、自分の財産になった。」等、学生相互の交流から訓練全般において有益であったとの意見が多く寄せられました。

今後は、消防大学校で体得した知識や技術を元に、各所属においてさらに研鑽を重ね、指揮者としての責務を果たすべく個々の力を発揮するとともに、ともに訓練を通じて汗を流した同期の学生との絆を活かし、それぞれの地域で住民の生命・身体・財産を守る活躍が期待されます。

予防科における教育訓練

消防大学校では、専科教育の1つとして「予防科」を設置し、予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的とした教育訓練を実施しています。

今年度の予防科106期では、学生48名が入校前に事前教育として約2ヶ月間のeラーニング（インターネットによる個別学習）を受講し、令和元年8月22日から10月11日までの51日間にわたる消防大学校での集合教育を修了し全員が卒業しました。

集合教育では、座学（講義）において、最新の予防行政の動向、法制、燃焼理論、査察・違反処理、教育技法及び講義演習等を学びました。

実技では、違反処理実習と題して、本校の施設を利用した具体的な違反処理の手法（質問調書の記載、命令書の作成及



違反処理実習

び交付、標識の作成及び公示）を学び、違反処理演習では、講師の違反是正支援アドバイザーから助言を受けながら、違反を覚知してからの処理手順等を学び、違反処理全般に対する知識・技術の向上を図りました。

課題研究では、入校前にあらかじめ示したテーマに関して、各消防本部が抱える課題や問題を各班で活発に討議し、代表者が発表を行うことで学生全員が多くの情報を得ることが出来ました。また、発表内容について総務省消防庁予防課の2名の方から助言や指導を得たことにより、多くの知識を習得することが出来ました。

さらに、校外研修では、日本消防検定協会、消防庁消防研究センター、鹿島建設株式会社技術研究所、東京地方裁判所及び能美防災株式会社メヌマ工場の視察を行い、予防業務全般に係る視野を広げ、知見を深めました。

研修を終えた学生からは、「消防大学校でなければ聴講することができない貴重な話が多く有意義であった。」「違反処理要領は机上だけでなく実際に立入検査等を行い体験できたことは大変に参考になった。」「専門分野で活躍されている講師やアドバイザーの方々の貴重な意見や助言と、同様の悩みや境遇を抱える学生の皆さんと情報交換が出来たことにより、かけがえのない貴重な財産を作ることができた。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

今後、予防科第106期で共に学び修了した学生が、消防大学校で得た知識・能力等の財産を糧に、自消防本部のみならず、地域内の近隣消防本部に対しても必要な助言、指導等を行い、予防行政の発展、確立に向けて活躍されることを期待しています



予防科48名集合写真

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和元年10月24日～令和元年11月23日）

<総務課>

元.11.3	令和元年秋の叙勲（消防関係）	令和元年秋の叙勲（消防関係）受章者は603名です。
元.11.2	令和元年秋の褒章（消防関係）	令和元年秋の褒章（消防関係）受章者は109名です。

<救急企画室>

元.11.8	「うんこドリル」キャラクターと連携した救急分野の広報実施	11月8日（金）より、株式会社 文響社の協力のもと、子供たちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携して、救急安心センター事業（＃7119）の認知度向上など「救急」をテーマとしたコンテンツを、消防庁ホームページにて公開いたします。
元.11.6	2019年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、2019年5月から9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
元.10.29	2019年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、2019年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

<予防課>

元.11.8	令和元年秋季全国火災予防運動の実施	令和元年11月9日（土）から11月15日（金）まで『令和元年秋季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。
--------	-------------------	--

<危険物保安室>

元.10.28	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、令和元年10月29日から11月27日までの間、意見を公募します。
---------	-----------------------------------	---

<防災課>

元.11.13	避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等	令和元年6月1日現在における各市町村の取組状況について調査を実施し、結果を取りまとめましたので公表します。
元.10.31	11月5日に緊急地震速報の訓練を行います	津波防災の日である令和元年11月5日（火）に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。

<地域防災室>

元.11.19	「地域防災力向上シンポジウムin山梨2019」の開催	地域防災の担い手として期待される女性や若者などの地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、山梨県甲府市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
元.11.6	「第24回全国女性消防操法大会」の開催	女性消防団員等の女性消防隊員の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的として、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国女性消防操法大会を横浜市で開催します。



最近の通知 (令和元年10月24日～令和元年11月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和元年11月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	文化財の防火対策等に係る文化財部局との連携について
府政防第593号 消防災第106号	令和元年11月13日	各都道府県消防防災主管部(局)長	内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (被災者行政担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長	「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の平常時からの提供の促進等について
消防救第205号	令和元年11月8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について(通知)
事務連絡	令和元年11月1日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災部 地域防災室	令和元年台風第19号及び前線による大雨に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について
事務連絡	令和元年10月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	文化財建造物等の防火対策に係る注意喚起等について

広報テーマ

12 月		1 月	
①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防・救急課	①消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
②ストーブ火災の注意喚起	予防課	②文化財防火デー	予防課
③セルフスタンドにおける安全な給油について	危険物保安室	③住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
④雪害に対する備え	防災課	④1月17日は「防災とボランティアの日」	地域防災室



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

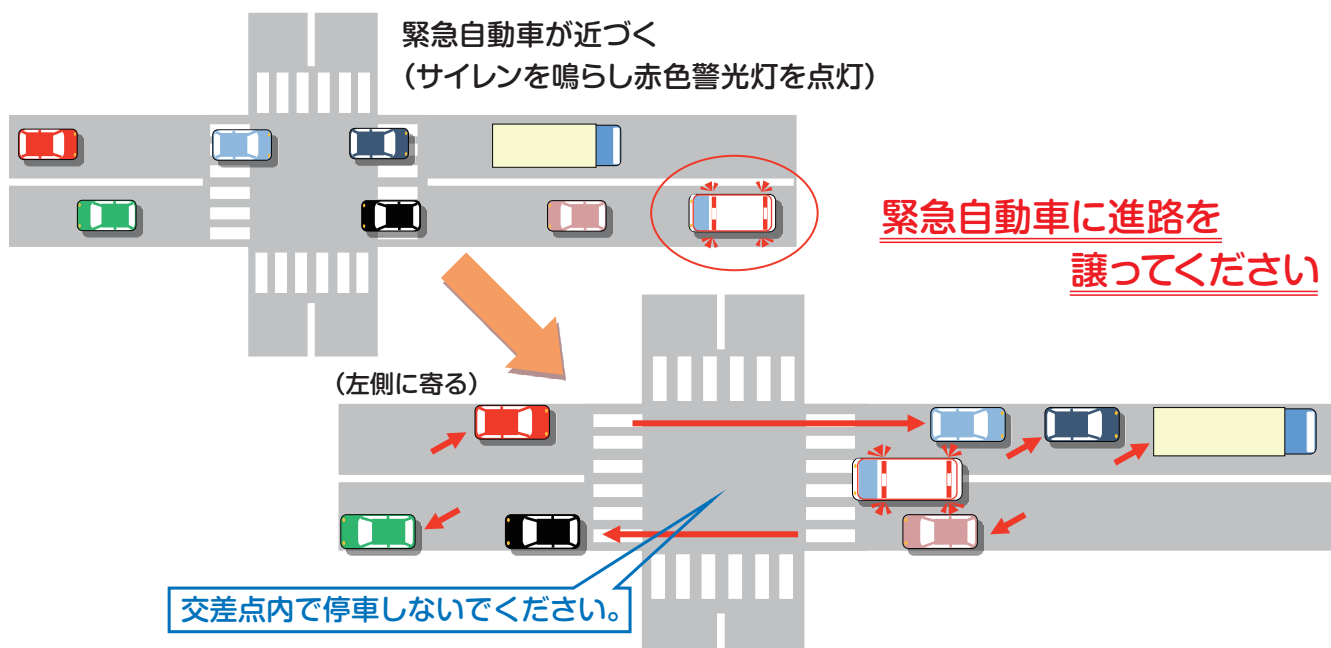


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 黒谷
TEL: 03-5253-7522



ストーブの安全な取扱いについて

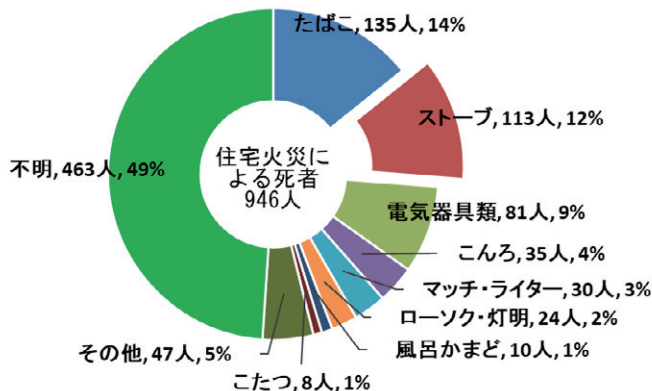
予防課

12月に入り、本格的に寒くなる季節を迎え、ストーブを使うご家庭も多くなってくると思います。

ストーブが原因となる建物火災は、平成30年中に1,170件発生しており、ストーブを使用する時期が限定されているにも関わらず、出火原因の中でも高い順位（4位）となっています。

また、平成30年中の住宅火災の発火源別死者数の内訳は下記のグラフとなっており、たばこに次いでストーブが2位となっています。ストーブの種別に着目してみますと、電気ストーブと石油ストーブ等はそれぞれほぼ半数を占めています。このようなことから、電気ストーブを使用する場合にも十分に注意が必要です。ストーブからの火災を予防するために、次の内容に従って安全にストーブを使用しましょう。

●住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く）



●ストーブ火災による死者数の内訳



1 適切な取扱い方法の確認

- (1) 取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用しましょう。
- (2) 石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。
- (3) カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締めましょう。
- (4) 気ストーブやファンヒーターを使わないときは電源

プラグを抜きましょう。

- (5) 使用前に電気コードやガスホースなどに傷みが無いか確認しましょう。
- (6) 就寝時にストーブを使用するのは避けましょう。

2 点火及び消火時の確認

- (1) 点火後は、正常に燃焼していることを確認しましょう。
- (2) 外出等の際には、必ず完全に消火していることを確認しましょう。
- (3) 異常を感じた場合は、すぐに使用を中止し、製造元や販売元に相談しましょう。

3 周囲の状況の確認

- (1) ストーブの近くにふとん・座ぶとんや衣類など燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- (2) ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないようにしましょう。
- (3) ストーブがカーテンなどに接触しないように使用しましょう。
- (4) ストーブの近くでヘアスプレーなどのエアゾール缶の使用や放置はやめましょう。

4 点検・整備の実施

- (1) 暖房シーズン前には、取扱説明書に従って点検を行い、必要に応じて、修理、又は取替えを販売店等に依頼しましょう。
- (2) 暖房シーズン後には、取扱説明書に従って清掃・整備を行いましょう。

5 灯油などの燃料の保管

- (1) 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で「型式試験確認済証」又は「推奨マーク」が貼付されているものを使用し、必ず栓をしっかり締めて密閉しましょう。
- (2) 灯油などの燃料は火気を使う場所から遠ざけ、直射日光を避けた冷暗所に保管しましょう。
- (3) 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損するような場所での保管はやめましょう。

問い合わせ先

消防庁予防課 吉田 西出
TEL: 03-5253-7523



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

■セルフスタンドの現状

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は、わが国において平成10年4月から認められています。それまではガソリンスタンドにおいてドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、ドライバーによる事故（吹きこぼれや誤給油等）を防止するために、従業員が給油状況を監視することや、火災やガソリン等の漏えいがあった場合に備えて緊急停止スイッチを設ける等、一定の安全対策を講ずれば、従来のガソリンスタンド（フルサービススタンド）と同様に漏えいや火災の危険性を低減できるとされ、セルフスタンドが認められることとなりました。

近年、ガソリンスタンドの施設数は減少傾向にありますが、これとは対照的にセルフスタンドは増加しています（図1参照）。

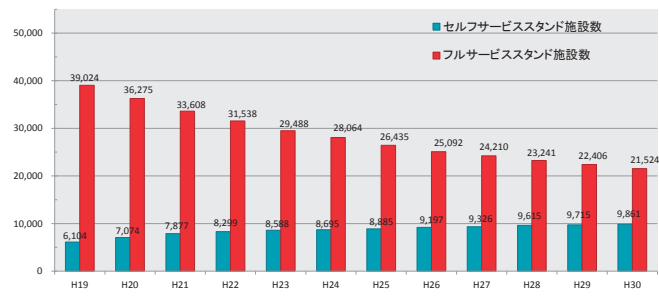


図1 ガソリンスタンドの施設数

■セルフスタンドの安全対策の改正経緯

平成13年、セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」「給油中エンジン停止」「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、各消防本部に通知しました。

また、平成19年には、セルフスタンドの火災事故発生割合がフルサービススタンドに比べると高いことから、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正し、給油ノズルは、静電気を有効に除去することができる構造とすることや給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が規定され、セルフスタンドの設備に関する安全対策を強化しました（表1及び図2参照）。

表1 ガソリンスタンドにおける火災事故件数

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
給油取扱所における全火災事故件数	27	27	30	29	29	29	22	26	17	31	26	22
セルフスタンド（給油中）	3	7	3	3	5	3	3	2	2	2	4	6
フルサービススタンド（給油中）	1	1	4	6	2	3	1	3	0	2	5	1

※セルフスタンドとフルサービススタンドの項目は給油中の火災事故件数

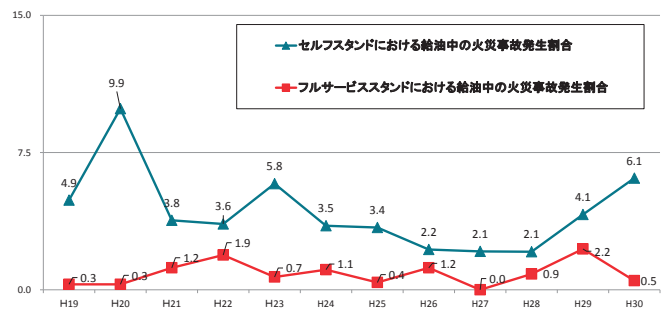


図2 給油取扱所1万施設あたりの給油中における火災事故発生割合

これらの安全対策により、セルフスタンドの給油中の火災事故は年に数件程度に抑えられています。しかし、フルサービススタンドと比較すると、火災事故発生割合は高い傾向にあります。

■給油中の主な注意事項

セルフスタンドでドライバーが給油する際には、次の点に十分ご注意ください。特に冬場は、衣服等により人体に帯電しやすい季節となりますので、静電気除去に十分ご注意ください。

- ・静電気除去シート等により静電気を十分除去すること。
- ・車に給油する油種を十分に確認すること。
- ・ライター、たばこ等の火気は使用しないこと。
- ・顧客によるガソリンの容器への小分けは行わないこと。
- ・自動車又は原動機付自転車以外（例：水上バイク等）への給油は行わないこと。

その他、計量機に表示されている給油方法、注意事項を必ずお読みください（図3参照）。

またご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員へお問い合わせください。

なお、下記の消防庁ホームページに関連情報を掲載していますので、これらを参考に安全に給油するようお願いいたします。



図3 計量機の表示例

総務省消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

総務省消防庁：ガソリン等危険物の事故防止について

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/gasoline/keihatu.html>

問い合わせ先

消防庁危険物保安室危険物施設係 羽田野・木下
TEL: 03-5253-7524



雪害に対する備え

防災課

我が国では毎年、自然災害により多くの尊い人命が失われており、雪に関する事故でも、多くの犠牲者が出ています。昨冬期（平成30年11月～令和元年5月）には、雪害による死者40人の全てが屋根の雪下ろし等の除雪作業中の事故によるものでありました。

このような状況の中、中央防災会議会長から都道府県防災会議会長に対し、毎年降積雪期を前に、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪作業中の事故防止等に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起、安全で円滑な雪処理体制の整備、大雪発生に備えた災害即応体制の確立等を要請し、地方公共団体が、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう呼び掛けています。

雪に関する事故を防ぐため、大雪、暴風雪等が予想される場合には、以下のポイントに注意して、安全確保に心がけましょう。

【心がけるポイント】

○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等の準備
- ・ FF式暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況の確認
- ※ 燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を給排気筒を通して室外に出す方式

○車両運転者等に対すること

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ 事前の気象情報、道路情報等の確認
- ・ 車両の点検整備の確実な実施
- ・ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
- ・ 道路状況に応じた無理のない運転
- ・ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着
- ・ 暴風雪の際の早期避難
- ・ 車両の走行不能時の早期の救助依頼
- ・ 車両内での待機時のマフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止
- ・ 立ち往生してやむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す

○防災気象情報等の活用

- ・ 気象情報、注意報及び警報等を活用して早めの行動をとる

除雪作業中の事故の主な原因には、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 屋根、はしごなど高所からの転落
- ・ 水路等への転落
- ・ 除雪機の事故（巻き込まれなど）
- ・ 屋根からの落雪
- ・ 除雪作業という重労働による発作

除雪作業時には、特に以下の項目に注意して、作業を行い、事故を防止しましょう。

【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでる！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたころは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

この他にも、国土交通省において除排雪に関する各地の取組事例集が紹介されていますので、参考にしてください。
(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html)



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合に【心がけるポイント】、【命を守る除雪中の事故防止10箇条】を理解して、安全対策を講じ、事故防止に努めましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



私も、
消防士になる。

安心して働けるという喜び。

産休や育休をはじめとする福利厚生が整っている職場で、安心して働けます。働く女性のキャリアもしっかり考慮された環境で、充実した毎日を送いませんか。

女性消防吏員に関する詳しい情報はこちら

女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト

女性消防

検索

http://www.fdma.go.jp/josei_chokuin



Facebookもチェック



総務省消防庁 -女性活躍- Facebookページ

<https://www.facebook.com/josei.FDMA.JAPAN>



FDMA 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency